

Marine Stewardship Council

MSC 強制労働・児童労働の適格性に 関する要求事項



第 2.0 版、2025 年 12 月 18 日

著作権表示

「MSC 強制労働・児童労働の適格性に関する要求事項」とその内容の著作権は Marine Stewardship Council（海洋管理協議会）に帰属する。© “Marine Stewardship Council” 2025. 不許複製・禁無断転載

この要求事項の公用語は英語である。正式文書は MSC のウェブサイト (msc.org) に公開されている。コピー、バージョン(版)、または翻訳によって相違のある場合、英語の正式文書を参照し、それに準拠しなければならない。

MSC は、部分的、全体的かを問わず、この内容のいかなる修正をも禁じる。

Marine Stewardship Council

Marine House

1 Snow Hill

London EC1A 2DH

United Kingdom

Phone: + 44 (0) 20 7246 8900

Fax: + 44 (0) 20 7246 8901

Email: socialpolicy@msc.org

本要求事項の責任

本要求事項に関する責任は MSC(Marine Stewardship Council : 海洋管理協議会)が有する。

使用にあたっては、本文書並びに関連文書が最新版であることを確認しなければならない。最新の文書はすべての MSC 関連文書のマスターリストとともに MSC のウェブサイト (msc.org) に公開されている。

バージョン履歴

版	発行日	内容
第 1 版	2022 年 10 月 26 日	第 1 版発行。
第 2 版	2025 年 12 月 18 日	第三者労働関連監査に関する要求事項の削除。文書名を「MSC 労働適格性に関する要求事項」から「MSC 強制労働・児童労働の適格性に関する要求事項」に変更。

MSC（海洋管理協議会）

ビジョン

私たちのビジョンは、世界の海が生命にあふれ、現在そして将来の世代にわたり水産物の供給が守られることです。

MSCのミッション

私たちの使命は、MSCのエコラベルと漁業認証制度を通じて、持続可能な漁業を認識し報奨するとともに、水産物を購入する際の消費者の選択に影響をもたらし、パートナーと共に水産物市場を持続可能なものへと転換することで、世界の海洋保全に貢献することです。

はじめに

MSCは、持続可能な漁業に関する漁業認証規格と持続可能な水産物の加工流通過程を保証するためのCoC認証規格を策定している。MSC漁業認証規格は、適切に管理された持続可能な漁業で獲られた魚介類であることを主張するために漁業が準拠しなければならない要求事項を定めている。CoC認証規格は、青色のMSCエコラベルを付けて販売される魚介類および水産製品が、MSC漁業認証規格に照らして持続可能であると認証された漁業が供給源であることを保証するものである。CoC認証規格の適用は、認証制度を運営する特定の組織に対して認められている。現在、ASC（水産養殖管理協議会）は、ASC認証養殖場を供給源とする認証水産製品にMSCのCoC認証規格を適用することを選択している。

実施スケジュール

MSC 強制労働・児童労働の適格性に関する要求事項第 2.0 版の発効日

発行日：2025 年 12 月 18 日

発効日：2026 年 6 月 18 日

審査機関は MSC 強制労働・児童労働の適格性に関する要求事項第 2.0 版を用い、漁業認証や CoC 認証の申請者および認証取得者が、MSC 強制労働・児童労働の適格性要求事項を満たしていることを確認しなければならない。審査機関は発効日以降、MSC 強制労働・児童労働の適格性に関する要求事項第 2.0 版を使用しなければならない。審査機関およびクライアントに第 2.0 版の要求事項を適用する準備が整っている場合には、発行日以降に使用してもよい。

見直し

MSC では、本文書に関するご意見を隨時受け付けております。頂いたご意見は次回の見直しのプロセスに際し検討させていただきます。ご意見はメールにて socialpolicy@msc.org までお送りください。

本文書について

MSC 強制労働・児童労働の適格性に関する要求事項

本文書には、MSC 認証審査を行うすべての審査機関への要求事項と、MSC 漁業認証および/もしくは CoC 認証の取得を求める漁業およびサプライチェーン事業者が順守しなければならない労働適格性に関する要求事項が含まれている。

ガイダンス

本要求事項の解釈および適用に役立つ任意のガイダンスも含まれている。特定のセクションもしくは条項の内容に関連するガイダンスは、当該セクションもしくは条項の後のボックスに表示されている。

一時的な特別措置

一時的な特別措置とは、MSC の要求事項を異なる形で適用したり、不適用にすることを一時に認める措置のことである。一時的な特別措置は、編集上の誤りに対応するため、不可抗力への対応のため、意図が目的にそぐわなくなり MSC の信頼性を脅かす場合、あるいは方針変更を検証するための規定として、または規範文書の改定版の発行に伴う実施スケジュールの変更の際に発行される。一時的な特別措置は、MSC のウェブサイトの公開ログに掲載される。MSC は審査機関に対して、関連する一時的な特別措置の順守を求めている。

内容

1.	認証範囲	8
2.	規範文書	8
3.	すべての MSC 認証申請事業者および認証取得事業者に対する適格性要求事項	8
3.1	強制労働もしくは児童労働の有罪判決を受けていない	8
4.	海上での業務を行う認証申請事業者および認証取得事業者に対する追加の適格性要求事項	11
4.1	海上での業務を行う認証申請事業者および認証取得事業者による強制労働および児童労働に関する方針の提出	11
5.	陸上で業務を行う CoC 認証申請事業者および認証取得事業者に対する追加の適格性要求事項	13
5.1	強制労働および児童労働に関する方針の提出	13

MSC 強制労働・児童労働の適格性に関する要求事項

1. 認証範囲

MSC 漁業認証規格および／もしくは CoC 認証規格の審査および／もしくは監査を受け、認証取得を希望する事業者は、本文書の該当箇所を順守しなければならない。

2. 規範文書

以下の文書には、本文書で引用されることによって、MSC 強制労働・児童労働の適格性に関する要求事項第 2.0 版の一部となる規定が含まれている。以下の文書に関しては、最新の有効なバージョンが適用される。

文書は以下の通り

- a. MSC 海上における強制労働・児童労働の適格性に関する要求事項 申告用テンプレート
- b. MSC CoC 認証 強制労働・児童労働の適格性に関する要求事項 申告用テンプレート（日本語版）
- c. MSC 漁業認証プロセス
- d. MSC 一般認証要求事項
- e. MSC-MSCI 用語集

3. すべての MSC 認証申請事業者および認証取得事業者に対する 適格性要求事項

3.1 強制労働もしくは児童労働の有罪判決を受けていない

3.1.1 漁業認証もしくは CoC 認証申請事業者もしくは取得事業者は、過去 2 年間に強制労働もしくは児童労働の違反による有罪判決を受けていてはならない。

ガイダンス 3.1.1

強制労働：国際労働機関（ILO）の強制労働の定義は、2 つの主要素から構成されている。

- 金銭的制裁、身体的懲罰、権利や特権の喪失、移動の制限（例：身分証明書の自由な利用の拒否）などの威嚇のもとで労働またはサービスを強要される。

- 自発的な労働ではない。

ILO が強制労働の範疇とみなすその他の非倫理的行為には、債務による拘束、人身売買、その他の形態の現代の奴隸制が含まれる。

児童労働：ILO は児童労働を、児童にとって精神的、身体的、社会的または道徳的に危険で有害な労働、あるいは、児童から就学の機会を奪う、児童に早期退学をさせる、または児童に就学と過度に長時間の重労働とを両立させようとすることにより、児童の就学を妨害する労働と定義している。

この文脈における有罪判決とは、強制労働または児童労働に関する法律の違反に関して有罪であることを確認する法的手続きによる正式な結果を指す。

3.1.1.1 漁業もしくは CoC 認証申請事業者もしくは認証取得事業者は以下に準ずる。

- 過去 2 年間に強制労働または児童労働の違反による有罪判決を受けた事業体は含めない。
- 過去 2 年間に強制労働または児童労働の違反による有罪判決を受けた事業体といかなる関連もないことを明らかにする。
- 漁業および海上での CoC 認証申請事業者および認証取得事業者については、[MSC 海上における強制労働・児童労働の適格性に関する要求事項 申告用テンプレート](#)のセクション 1（強制労働および児童労働の有罪判決）において、過去 2 年間に強制労働または児童労働の有罪判決があったかどうかを文書化する。
- 強制労働もしくは児童労働の違反により有罪判決を受けた事業体を、2 年間、認証、審査単位（UoA）または認証単位（UoC）から除外、無効化もしくは排除する。
- 事業体を除外（もしくは無効）した場合、直ちに審査機関に通知する。

ガイダンス 3.1.1.1

この要求事項は、強制労働もしくは児童労働の違反による、法的事業体（例えば個人事業主や企業など）の有罪判決と関係のある個々の船や現場、もしくは船団あるいはグループ現場に適用される。これは、認証申請事業者もしくは認証取得事業者が強制労働もしくは児童労働に関する法律の違反で有罪となった事業体を含めないことを確実にすることを目的としている。

有罪判決を受けた違反は、審査単位（UoA）外で起きたものも対象とする。

ここで言う「事業体」とは、認証申請事業者もしくは認証取得事業者に含まれる現場や船舶で、
MSC CoC 認証もしくは漁業認証取得事業者（クライアントもしくはクライアントグループ）に属

するもの、もしくは事業者と契約しているもの、もしくは MSC CoC 認証もしくは漁業認証取得事業者の現場および／もしくはメンバーと請負契約しているものを指す。

3.1.1.2 審査機関は、以下を行うものとする。

- a. 初回申請時、およびその後の監査/認証更新時に、認証申請事業者もしくは認証取得事業者が、過去 2 年間に強制労働または児童労働の違反による有罪判決を受けた事業体を含めていないことを確認する。
- b. 以下の場合、認証申請事業者もしくは認証取得事業者は審査、監査、または認証に不適格とみなす。
 - i. 認証申請事業者もしくは認証取得事業者（クライアントまたはクライアントグループ）に属する事業体が、過去 2 年間に強制労働もしくは児童労働の違反による有罪判決を受けたことがあり、
 - ii. 当該事業体が申請または認証から除外されていない（または認証資格が無効とされている）場合
- c. 認証に含まれている事業体が強制労働もしくは児童労働の違反による有罪判決を受けた場合には以下を行うものとする。
 - i. 認証取得事業者当該事業体が有罪判決を受けた事業体を認証から除外しているかどうかを確認するとともに、当該事業体が有罪判決を受けた日から 2 年間、認証から除外されたままであるか、あるいは認証資格が無効のままであることを確認する。

ガイダンス 3.1.1.2.c.i

有罪判決を受けた事業体の除外を確認するために使用できる情報の例としては、更新された船舶リストまたは更新されたクライアント・グループ・メンバー情報も含まれる。CoC 認証については、事業体の認証メンバー加入資格を無効にすることで、事業体を認証から除外することができる。

- ii. 漁業については、[MSC 漁業認証プロセス](#) (FCP) に則り、主要なトレーサビリティ項目と関連するリスクの見直しと更新を行う。
- iii. 漁業については、トレーサビリティリスクが [FCP](#) に則って管理され、軽減されていることを確認する。
- iv. 漁業については、[FCP](#) に則り、トレーサビリティシステムに関する判定について見直しと更新を行う。

ガイダンス 3.1.1.2.ii-iv

FCP の最新版が適用される。

- トレーサビリティ項目に関する要求事項については、FCP セクション 7.5.10 を参照すること。
- トレーサビリティリスクの管理および軽減に関する要求事項については、FCP セクション 7.17 を参照すること。
- トレーサビリティシステムに関する判定についての要求事項については、FCP セクション 7.17 を参照すること。

- v. 漁業については、船舶リストを必要に応じて更新し、スキームデータベースにアップロードする。
- vi. 漁業と CoC 認証については、スキームデータベース上の認証状況を必要に応じて更新する。
- vii. 漁業と CoC 認証については、認証に関するその他の文書をすべて更新する
- d. 認証取得事業者が、有罪判決を受けた事業体を認証から除外、もしくは認証資格を無効にすることができない場合、MSC 一般認証要求事項 (GCR) のセクション 7.4 (認証の一時停止または取り下げ) に則り、認証取得事業者の認証を一時停止とする。

4. 海上での業務を行う認証申請事業者および認証取得事業者に対する追加の適格性要求事項

4.1. 海上での業務を行う認証申請事業者および認証取得事業者による強制労働および児童労働に関する方針の提出

ガイダンス セクション 4.1

「海上での業務を行う認証申請事業者および認証取得事業者」とは、海上だけでなく湖川で操業する漁業を含む漁業認証申請事業者および認証取得事業者、および海上での業務を行う CoC 認証申請事業者および認証取得事業者を指す。

4.1.1 認証申請事業者もしくは認証取得事業者（クライアントもしくはクライアントグループ）は、以下のことを行うものとする。

- a. [MSC 海上における強制労働・児童労働の適格性に関する要求事項 申告用テンプレート](#) のセクション 2 (MSC 認証取得事業者の強制労働および児童労働に対する方針、慣行、

および措置) に、強制労働および児童労働が行われないことを確実にするために講じている方針、慣行、措置を詳細に記述する。漁業の場合はクライアント文書チェックリストの提出と同時に、海上での業務を行う CoC 事業者の場合は審査・監査当日までに、セクション 2 を記入した [MSC 海上における強制労働・児童労働の適格性に関する要求事項 申告用テンプレート](#)を審査機関に提出する。

- b. テンプレートに記載された情報に、認証範囲内のすべての事業体、現場、請負業者（委託先業者）が含まれていることを確認する。
- c. 労働慣行に影響を及ぼす変更があった場合には、[MSC 海上における強制労働・児童労働の適格性に関する要求事項 申告用テンプレート](#)のセクション 2 を直ちに更新し、スキームデータベースにアップロードするために審査機関に提出する。
- d. [MSC 海上における強制労働・児童労働の適格性に関する要求事項 申告用テンプレート](#)の「MSC 認証取得事業者の強制労働および児童労働に対する方針、慣行、および措置」セクションの情報を各監査時に見直し、変更がある場合にはこれを更新する。

ガイダンス 4.1.1

認証申請事業者もしくは認証取得事業者は、漁業ごとに異なる慣行がある場合には、漁業ごとに別のテンプレートを使用した方が便利な場合がある。そうしてはならない制約はなく、スキームデータベースに複数のテンプレートをアップロードすることが認められている。

4.1.2 審査機関は、以下のことを行うものとする。

- a. [MSC 海上における強制労働・児童労働の適格性に関する要求事項 申告用テンプレート](#) の「MSC 認証取得事業者の強制労働および児童労働に対する方針、慣行、および措置」セクションのすべての部分が記入されていることを確認する。
- b. [MSC 海上における強制労働・児童労働の適格性に関する要求事項 申告用テンプレート](#) の「MSC 認証取得事業者の強制労働および児童労働に対する方針、慣行、および措置」の内容に、認証範囲内のすべての事業体、現場、および請負業者（委託先業者）について含まれていることを認証申請事業者もしくは認証取得事業者に確認する。
- c. 認証申請事業者もしくは認証取得事業者が記入した [MSC 海上における強制労働・児童労働の適格性に関する要求事項 申告用テンプレート](#)（「MSC 認証取得事業者の強制労働および児童労働に対する方針、慣行、および措置」セクションを含む）をスキームデータベースにアップロードし、漁業については公開用認証報告書と同時に MSC ウェブサイトでも公開する。

- d. 「MSC 認証取得事業者の強制労働および児童労働に対する方針、慣行、および措置」セクションの記入が完了しておらず、審査機関に提出されていない場合、認証申請事業者または認証取得事業者を審査または認証に不適格と見なす。

ガイダンス 4.1.2

審査機関は、認証申請事業者または認証取得事業者から提出された、記入済みの「MSC 認証取得事業者の強制労働および児童労働に対する方針、慣行、および措置」セクションに含まれる情報の審査する必要はない。

漁業は、MSC 海上における強制労働・児童労働の適格性に関する要求事項 申告用テンプレート（「MSC 認証取得事業者の強制労働および児童労働に対する方針、慣行、および措置」セクションを含む）をクライアント文書チェックリストと同時に提出しなければならないが、テンプレートは公開用認証報告書の発行時まで MSC ウェブサイト上に公開されない。

海上で業務を行う CoC 事業者が記入した申告用テンプレートは、MSC のウェブサイト上では公開されない。

5. 陸上で業務を行う CoC 認証申請事業者および認証取得事業者に対する追加の適格性要求事項

ガイダンス セクション 5

海上で業務を行う認証申請事業者もしくは認証取得事業者（例：加工船）については、MSC 強制労働・児童労働の適格性に関する要求事項のセクション 4（漁業および海上サプライチェーンの認証申請事業者および認証取得事業者に対する要求事項）を参照。

5.1 強制労働および児童労働に関する方針の提出

5.1.1 セクション 5 の要求事項は、CoC 認証の範囲に以下の 1 つ以上の業務を有する認証申請事業者もしくは認証取得事業者に適用される。

- 請負加工（委託加工）（Contract processing）
- 包装や再包装（Packing or repacking）
- 一次加工（Processing primary）

- d. 二次加工 (Processing secondary)
- e. 保存加工 (Processing preservation)
- f. その他の加工 (Processing other)

ガイダンス 5.1

a～fのいずれかの業務を認証範囲に含まないCoC認証申請事業者もしくは認証取得事業者は、このセクションの強制労働・児童労働の適格性に関する要求事項を満たすことは求められない。認証を有していない請負業者（委託先業者）については、a～fのいずれかの業務を実施する場合は、本セクションの強制労働・児童労働の適格性に関する要求事項を満たすことが求められる。

5.1.2 認証申請事業者もしくは認証取得事業者は以下を行わなければならない。

- a. 「MSC CoC 認証 強制労働・児童労働の適格性に関する要求事項 申告用テンプレート」を使用し、強制労働および児童労働が行われないことを確実にするために講じている方針、慣行、措置を詳細に記述する。
- b. 認証 1 件につき 1 通（場合によってはそれ以上）のテンプレートを記入する。
- c. テンプレートの情報が、認証範囲内のすべての該当現場および請負業者（委託先業者）を網羅していることを確認する。

ガイダンス 5.1.2.c

請負業者（委託先業者）を認証申請事業者もしくは認証取得事業者のテンプレートに含めることができない、もしくは不可能な場合は、請負業者（委託先業者）が別途テンプレートを記入することができる。

- d. 申告用テンプレートに記載されている指示に従い、自己評価の全項目に記入する。
- e. CoC 審査・監査当日までに申告用テンプレートへの記入を完了する。
- f. 申告用テンプレートに提供された情報は、CoC 監査の一環として毎年見直し、変更がある場合には更新する。
- g. 新たな社会監査プログラムへの取り組み、CoC 認証範囲の変更など、あらゆる変更を反映させなければならない。

5.1.3 審査機関は以下を行わなければならない。

- a. CoC 審査・監査に先立ち、申告用テンプレートのコピーを認証申請事業者もしくは認証取得事業者にできるだけ速やかに送付する。
- b. CoC 審査・監査当日までに申告用テンプレートの記入が完了していることを確認する。
- c. 認証申請事業者もしくは認証取得事業者が申告用テンプレートへの記入を完了したことをスキームデータベースに記録する。
- d. 記入済みの申告用テンプレートをスキームデータベースにアップロードする。
- e. 認証申請事業者もしくは認証取得事業者が 5.2.1 を満たしていない場合には、CoC 審査・監査または認証への適格性がないものとみなす。
 - i. 審査機関は、認証申請事業者が CoC 審査・監査に対して不適格となつた場合、審査プロセスを継続してはならない。
 - ii. 審査機関は、認証取得事業者が CoC 認証に対して不適格となつた場合、GCR セクション 7.4（認証の一時停止もしくは取り消し）に則り、認証取得事業者の認証を一時停止しなければならない。

ガイダンス 5.1.3

申告用テンプレートは、認証申請事業者もしくは認証取得事業者が審査・監査前に余裕をもって記入できるよう、事前に送付すべきである。審査機関には、申告用テンプレートに記入された内容の正確さを検証する責任はなく、記入が完了し、すべての設問に対して情報が提供されていることだけを確認すればよい。

末尾